新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模（処置要求）

総務本省

49億6103万円(指摘金額)

臨時交付金等による基金事業の概要

- ✓ 総務省は、地方公共団体に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（**臨時交付金**）を交付
- ✓ 地方公共団体は、臨時交付金を原資として積立てした基金による**基金事業**として、信用保証料補助事業、利子補給事業（**信用保証料補助等事業**）等を実施。同事業は、積立年度を含め6か年度後の年度末（基金の終期）までに基金を廃止することなどが要件
- ✓ 総務省は、地方公共団体から提出された状況報告書により、基金残高等の基金の状況を把握
- ✓ 本院は、国会からの検査要請事項に関する報告（**7年12月報告**）において、本件基金に関しても検査の状況を記述

検査の結果

令和4～6年度の事業により積立てが行われ、基金の終期が9年度末以降の基金残高を保有する18県を対象として検査
（7年度末基金残高計95億1356万円、交付金充当額86億6963万円）

1. 基金規模の妥当性の判断は積立年度ごとになされる必要あり
 ⇒ 総務省は、**状況報告書で積立年度ごとの記載を求めておらず**、15県は**各年度分が合算された基金残高等**を記載。同省は各県の基金規模が過大となっていないか**十分に確認できていなかった**
2. 積立年度ごとに将来的な使用見込額を算出し、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能
 ⇒ 本院において使用見込みのない基金残高を算定したところ、13県は、8年度以降に使用見込みのない基金残高を保有している状況
 ⇒ 総務省はこの状況を把握しておらず、国庫返納させていなかったため、13県において保有している**使用見込みのない基金残高49億6103万円**（交付金充当額同額）が**過大**

要求する処置

- ✓ 状況報告書について、基金規模の妥当性を適時適切に判断できるよう、基金の**積立年度ごとに**、基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、**当該年度末の基金残高等を記載させる**こと
- ✓ 基金管理運営要領を改正して、使用見込みのない基金残高について、基金の**終期前であっても国庫返納の必要性を検討**することを明記するなどして**地方公共団体に改めて周知**すること
- ✓ 13県に対して、**使用見込みのない基金残高**について**国庫返納手続をとらせる**こと

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月15日の公表文を参照

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模（処置要求）

総務本省

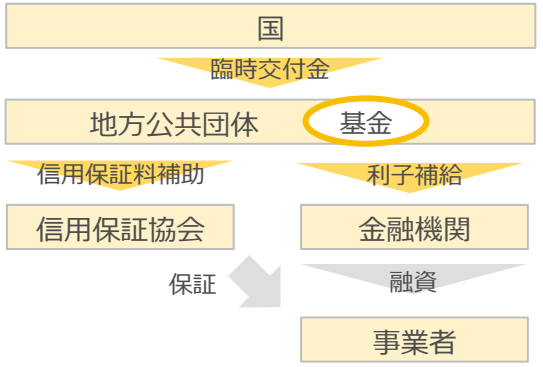
49億6103万円(指摘金額)

臨時交付金等による基金事業の概要

- 総務省は、地方公共団体に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（注1）及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（注2）（**臨時交付金**）を交付

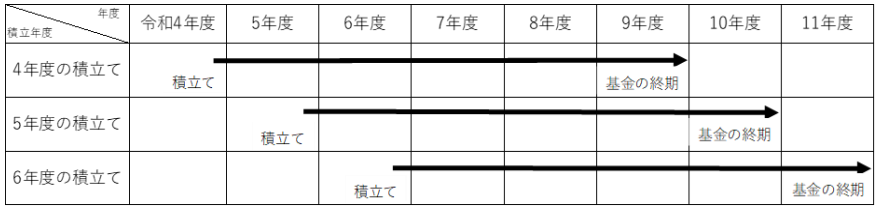
 （注1）令和2～4年度に計18兆3259億円が予算措置　（注2）5～8年度に計6兆6631億円が予算措置
- 地方公共団体は、臨時交付金を原資として設置造成又は積増し（積立て）した基金を複数年度にわたり取り崩して実施する事業（**基金事業**）として、信用保証料補助事業、利子補給事業（信用保証料補助等事業。右図参照）等を実施。同事業は、積立年度を含め6か年度後の年度末（基金の終期）までの基金の廃止等が要件
- 信用保証料補助等事業の対象となる融資契約（**対象融資契約**）の債務残高は、融資の返済に伴い毎年度減少することから、同事業の必要額も毎年度減少
- 総務省は、地方公共団体から提出された状況報告書により、基金残高等の基金の状況を把握
- 総務省は、6年5月に、地方公共団体に対する事務連絡で、基金に余剰金が生じる見込みの場合、**基金の終期前であっても国庫返納を検討**するよう依頼

＜信用保証料補助等事業＞



地方公共団体が、金融機関から融資を受けた事業者が本来負担すべき信用保証料等を減免した信用保証協会等に対して、信用保証料補助金等として、減免した信用保証料等の全部又は一部を支払うなどするもの

複数の年度に基金の積立てを行った場合のイメージ



基金の終期は積立年度ごとに設定

⇒　基金規模の妥当性の判断は**積立年度ごとになされる必要あり**

国会からの検査要請事項に関する報告（7年12月報告）

本院は、令和7年12月の参議院に対する報告（注3）において以下を記述

（注3）「国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について」

- 積立年度末までに対象融資契約を締結している場合は融資額が確定し、積立年度ごとに使用見込額を算出して、国庫返納の必要性の検討が可能
- 基金管理運営要領で示される保有割合（注4）の算定式は、基金規模の妥当性を判断する指標として機能していない

（注4）基金事業に要する費用に対する保有金額等の割合

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月15日の公表文を参照

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模（処置要求）

総務本省

49億6103万円(指摘金額)

➢ 令和4～6年度の事業により積立てが行われ、基金の終期が9年度末以降の基金残高を保有する18県を対象として検査
（7年度末基金残高計95億1356万円、交付金充当額86億6963万円）

検査の結果１　7年12月報告を踏まえた総務省の対応が不十分

➢ 総務省は、7年12月報告を受けて、保有割合の算定式を改定して、8年3月に地方自治体に周知

しかし

➢ 総務省は、基金事業の支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等について、**積立年度ごとに記載させることとせず**

➢ 18県のうち15県の状況報告書には、**各年度分が合算された基金残高等**が記載

⇒　総務省は、依然として**積立年度ごとの基金残高等**を**把握できず**、
保有割合の算定式が基金規模の妥当性を判断するための指標として**機能しない状況**

各県の基金規模が過大となっていないか**十分に確認できていなかった**

検査の結果２　使用見込みのない基金残高が保有されていて基金規模が過大

➢ 本院において、各県が算出した8年度以降の使用見込額を基に、使用見込みのない基金残高を算定したところ･･･

➢ 13県の7年度末の基金残高計49億6103万円については、対象融資契約に係る**融資額が積立て時の見込み額を下回った**ことなどにより、8年度以降に**使用見込みがない**状況

➢ 総務省は、上記の状況を把握しておらず、国庫返納させていなかった

13県が保有する**使用見込みのない基金残高49億6103万円**（交付金充当額同額）が**過大**

総務省は、事務連絡で基金の終期前の国庫返納の検討を依頼していたが、13県は、基金管理運営要領に明記されていなかったことなどから、国庫返納の必要性を検討せず

要求する処置

・状況報告書について、基金規模の妥当性を適時適切に判断できるよう、
基金の**積立年度ごとに**、基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、**当該年度末の基金残高等を記載させる**こと
・基金管理運営要領を改正して、使用見込みのない基金残高について、
基金の**終期前であっても国庫返納の必要性を検討**することを明記するなどして**地方公共団体に改めて周知**すること
・13県に対して、**使用見込みのない基金残高**について**国庫返納手続をとらせる**こと

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月15日の公表文を参照